

第 1 4 回 遠賀町農業委員会総会議事録

1. 日 時 平成30年8月10日(金)

午前8時56分～午前10時30分

2. 場 所 遠賀町役場

車庫棟2階 第6会議室

第 1 4 回 遠賀町農業委員会総会議事録

1 . 日時 平成 3 0 年 8 月 1 0 日 (金) 午前 8 時 5 6 分 ~ 午前 1 0 時 3 0 分

2 . 場所 遠賀町役場 車庫棟 2 階 第 6 会議室

3 . 出席委員 (1 5 名)

議 長	1 番	三原	高志
副 議 長	2 番	安藤	敏生
委 員	3 番	瓜生	保司
委 員	4 番	米田	かおる
委 員	5 番	矢野	英昭
委 員	6 番	芳村	正博
委 員	7 番	松井	悟
委 員	8 番	花川	健二
委 員	1 番	秦	茂美
委 員	2 番	古野	一寿
委 員	3 番	高崎	洋介
委 員	4 番	舩添	博孝
委 員	5 番	小西	好信
委 員	6 番	高山	和幸
委 員	7 番	柳野	照紀

4 . 8月の農業相談委員

2番 安藤 敏生 委員

3番 瓜生 保司 委員

5 . 議事日程

(1) 付議案件

農地法第5条の規定による許可申請について ()

農地法第5条の規定による許可申請について ()

農地法第5条の規定による許可申請について

(株式会社 代表取締役社長)

荒廃農地に係る非農地判断について (上別府地区)

荒廃農地に係る非農地判断について (虫生津地区)

農地利用集積計画の承認について

(2) 報告案件

下限面積の見直しについて

J A 広渡農業用倉庫の移転について (高家創設用地)

(3) その他の案件

中間管理事業について (福岡県農業振興推進機構より説明)

6 . 農業委員会事務局職員

事務局長	大場 繁雄
事務局職員	安部 真介
事務局職員	高島 健次

開 会 8 時 5 6 分

議長 皆さん。おはようございます。

議長 本日の出席委員は、農業委員 8 名中 8 名、推進委員 7 名中 7 名の出席となっております。農業委員の過半数の出席があり、総会が成立しています。よって、ただ今より第 1 4 回遠賀町農業委員会総会を開会いたします。

議長 それでは次第の 2、本日の農業相談員は 2 番安藤敏生委員、3 番瓜生保司委員が農業相談の当番ですが、相談の予約はありません。

議長 次に本日の議案ですが、次第にありますように付議案件は、農地法第 5 条の申請関係が 3 件、荒廃農地の非農地判断関係が 2 件、農用地利用集積計画関係が 1 件となっております。ご審議のほどよろしく願います。

議長 なお本日の総会の会議書記ですが、事務局職員の安部を指名します。

議長 では、これより現地調査を伴う案件について事務局より説明を願います。

事務局

はい。それでは議案書の1ページをお開きください。

付議案件 農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。譲受人が別府にお住まいの 氏、譲渡人が愛知県豊田市にお住まいの 氏で、申請地が3ページの字図にありますように、大字別府字北浦3556番5 他1筆、地目が畑、合計面積が457㎡です。農地区域が農業振興地域外、土地の用途区分が第二種低層住居専用地域の第3種農地となっております。申請目的は資材置場兼駐車場です。申請に関する確実性については関係書類で確認をしております。営農の支障についても、生産組合長さんより無条件承諾をいただいております。4ページが現況平面図、5ページが土地利用計画図、6ページが縦横断図、7ページが事業計画書、8ページが被害防除計画書で、排水は雨水のみで自然流下となっております。9ページが関係者説明に関する調査票となっております。なお、こちらの案件につきましては農地法の許可を受ける前から一部駐車場として利用してしまっていたため、譲渡人、譲受人のそれぞれから始末書が提出されており、10・11ページに添付しております。

つづきまして、12ページをお開きください。付議案件 農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。譲受人が鬼津にお住まいの 氏、譲渡人が所有者である 氏の相続人代表で、福岡市南区にお住まいの 氏、申請地が14ページの字図にありますように、大字鬼津字西ノ浦2184番3 他1筆、地目が田、合計面積が693㎡です。農地区域が農業振興地域内非農用地、土地の用途区分が無指定の第2種農地となっております。こちらは、7月の農業委員会で議案に上がっておりますが、譲渡人が急に亡くなられたために取り下げられ、遺産分割協議が終了したということで今回改めて相続人の名前で申請されています。15・16ページにその遺産分割協議書を添付しています。申請目的は駐車場兼資材置場です。申請に関する確実性については関係書類で確認をしております。営農の支障についても、生産組合長さんより無条件承諾をいただいております。17ページが現況平面図兼土地利用計画図および縦横断図、18ページが事業計画書、19ページが被害防除計画書で、排水は雨水のみで自然流下とな

っています。20ページが関係者説明に関する調査票となっております。

続きまして21ページをお開きください。付議案件 農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。こちらの案件は、皆さんまだご記憶に新しいと思いますが、7月の議案に上がっていたものです。申請地奥の農地への進入路が無くなることから、隣接農地所有者から進入路の確保が条件とされており、その協議が整っていなかったことから7月の農業委員会では保留としていたものです。今回その協議が整ったことから再度議案としています。譲受人が北九州市八幡西区の 株式会社 代表取締役社長 氏、譲渡人が松の本にお住まいの 氏 他3名で、申請地が23ページの字図にありますように、松の本七丁目910番1 他11筆、地目が田、農地の合計面積が4,327㎡です。農地区域が農業振興地域内非農用地、土地の用途区分が無指定の第2種農地と第3種農地が混在するようになっております。申請目的は21戸の建売住宅です。申請に関する確実性については関係書類で確認をしております。営農の支障については、生産組合長さんより無条件承諾をいただいております。24ページが現況平面図、25～27ページが土地利用計画図と建物の配置関係図、28ページが給水計画図、29ページが汚水排水計画図、30ページが雨水排水計画図、31～33ページが造成計画図面からの縦横断図、34ページが事業計画書、35ページが被害防除計画書で、排水は雨水が水路放流、汚水が公共下水道接続となっております。36ページが関係者説明に関する調査票となっており、その中で条件付き承諾とされた部分について、37～38ページに承諾書が添付されております。今日追加でお配りした書類の中で、航空写真をご覧くださいでしょうか、横向きで見ると、オレンジ色の部分が計画地になります。黄色がその奥、承諾書を書かれた さんの所有農地、見にくいのですが さんの農地の東側、南側、北側が水路に囲まれているような状況となっております。 さんと話をしたところ、平田川、矢印を描いているのですが、平田川に沿う形で北に上がってその後排水河川に沿う細い水路、農道を通して自分のところに進入していたと。丸を付けたところがクリアされれば自分としては問題ないということでした。一枚めくっていただいたら

その部分について相手方より図面をいただいています。開発区域の隅を切り通路として明け渡すと、進入に際して法面になった部分につきましても今回一緒に造成工事を行い、斜めに進入できるように確保しますということで出されております。これにつきまして さんが承諾を出されています。

事務局

もう一件あります。その他の案件になるのですが、報告案件 の「JA広渡農業用倉庫の移転について」と書いている部分で、当日の配布資料でクリップ留めでお手元にお配りしているものになります。1ページめくっていただきまして、「JA広渡農業用倉庫について(高家創設用地)」と書いてあります。今現在遠賀川の駅前の斎場の隣に広渡の農業用倉庫がありますが、これが上別府高家に移転するというお話でございます。すでにご存じの方もいらっしゃるかもしれませんが、移転先は上別府の高家1471番1、地目が今現在のところは田、面積が4,208㎡の土地になります。場所は次のページの航空写真を見ていただきますと県道宮田・遠賀線の給食センターの手前に米麴屋さんがあります「こめのはな」です、その県道を挟んで反対側になります。赤で囲っているところです。ここに農協の倉庫が移転するというものになります。ページ戻っていただきまして、この土地の経過についてご説明させていただきます。この土地は県営の土地改良事業により創設された用地でございます、平成19年に土地改良法による換地処分が行われております。この土地を含む周辺の土地は14年度から3カ年にかけて創設非農用地として土地改良区から町が購入している土地になります。この土地を含めまして15,000㎡ほどの土地を町が購入している、購入については、県・町・土地改良区の3者で契約を行っており、町が仮清算金として土地改良区に支払っております。その契約書の中で、非農用地区域及び地目宅地ということで、この土地改良事業に伴い創設された非農用地の宅地であるということが明記されております。農地転用については土地改良事業に基づき宅地として換地処分されているため、農地法の許可を要しない場合の「土地改良法に基づく土地改良事業により農地を農地以外にする場合」に該当する為手続きは不要ということで、農地転用の手続きは必要ございませんので、農業委員会の発行する非農地証明というのがあるのですが、これをもって地目が田

から田以外に変えることができますので、そういう形で手続きを踏んでいる最中ということです。都市計画法の開発につきましても、農業用倉庫につきましても転用は手続き不要ということになっておりますので、地元の生産組合の水利承諾等は取っていただくようになっておりますが、農地転用・都市計画法の手続き共に不要ということで、広渡農業用倉庫が移転するということになります。航空写真をめくっていただきまして、A3で地図を準備しております。これは今の計画段階での図面になりますが、県道から進入しましてシャッターの入り口が3つありまして、中に倉庫があるというような形で計画が進められており、来年の収穫から稼働するのではなかろうかということです。説明は以上になります、この後現地確認をしていただこうと思っております。以上になります。

議長 それではこれより現地調査を行いますので、総会を暫時休憩します。

休 憩 9 時 1 2 分

- 現地調査後 -

再 開 1 0 時 0 0 分

議長 再開します。

それでは、付議案件 を議題に供します。まずは地区担当の花川健二委員からご報告をお願いします、

委員 無許可で5年くらい使用していたということで、今回改めて許可を願いたい

(8 番) と申請されています。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。

付議案件 農地法第 5 条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成 7 名で付議案件 は承認されました。

議長 次に、付議案件 を議題に供します。まずは、地区担当の私から報告をいたします。

現場にも行っていただきましたが、農地としての機能もしていないし、隣の方が買われるということでそういう形の方がベターだろうということで考えております。ご審議よろしくお願いいたします。

議長 それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件 農地法第5条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成7名で付議案件 は承認されました。

議長 次に、付議案件 を議題に供します。地区担当の矢野英昭委員からご報告をお願いします。

委員 前回の農業委員会総会からの続きで、一番奥の さんの農地の出入りが確保できない問題で、申請者より進入路を確保する案が提示され、 さんが承諾しました。皆様ご審議をお願いいたします。

議長 ありがとうございました。
それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件 農地法第5条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成7名で付議案件 は承認されました。

議長 それでは付議案件 について事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、それでは議案書の39ページをお開きください。付議案件 荒廃農地に係る非農地判断についてでございます。上別府地区の対象農地33筆、15,859㎡について地元生産組合長、担当委員、事務局、三原会長にも同行いただき、7月9日に現地調査を実施しまして非農地に該当するという事で議案としております。以上です。

議長 ありがとうございます。

それでは本議案に対して、発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。

付議案件 荒廃農地に係る非農地判断について、原案のとおり承認される委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成7名で付議案件 は承認されました。

議長 つづいて、付議案件 について、事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、それでは議案書の42ページをお開きください。付議案件 荒廃農地に係る非農地判断についてでございます。虫生津地区の対象農地68筆、31,533㎡について地元生産組合長、担当委員、事務局、安藤副会長にもご同行いただき、7月25日に現地調査を実施しまして非農地に該当するということで議案としております。

以上です。

議長 ありがとうございます。

それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。

付議案件 荒廃農地に係る非農地判断について、原案のとおり承認される委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成7名で付議案件 は承認されました。

議長 それでは、付議案件 について、事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、それでは議案書の47ページをお開きください。付議案件 農地利用集積計画の承認についてでございます。これは通常の利用権設定分で、今回は1件、面積2,140㎡についての承認を求めます。

議長 ありがとうございます。
それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。付議案件 農地利用集積計画の承認について、原案のとおり承認される委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成7名で付議案件 は承認されました。
それでは報告案件 について事務局より説明をお願いします。

事務局 報告案件に移る前に、農地中間管理事業の各農業委員会に対して推進を図りたいということで、本日農地中間管理機構の方から担当者が来られていて、ぜひ農業委員・推進委員の皆様にご説明差し上げたいということですので、中間管理事業の推進についてということでご説明をお願いしたいと思います。

農地中間管理事業の対象地域は農業振興地域、いわゆる青地と白地で、用途地域は対象外になりますので、その点ご注意ください。

【中間管理事業の説明】

事務局 ご質問等ございますか。

委員 いいでしょうか。尾崎で中間管理機構を通してありますが、もう少し手続きが

簡素化できないでしょうか。離農者が出てその都度通していたら、1回1回中間管理に上げて、それはだめです、補助金貰っているからできませんとか、解約しないといけませんとか、それだったら農協の方がいいです。

機構

そういった声はたくさんいただいております。この中間管理法というのは法律の最初に5年をめぐり見直しますということで、今うちも国に対して非常に事務処理が煩雑になっていると、そこら辺をぜひ簡素化してほしいということで要望を上げております。国の方ではそこは十分考えていただけると。ただ補助金がらみの分については、またちょっと難しい分も色々あったと思いますので、そこは農林にもご相談いただきながら、できることを考えていきたいと思っております。

委員

入れ替えないと出てくるんですよ。もともと農協だったら書類を変えればいだけなのに。

委員

もう一ついいでしょうか。自分たちの木守地区は未整備が多くて排水事業もありましたが、基盤整備等、将来もしたいことはあるのですが、最大の問題は決済が早すぎることです。国の事業であれば12月の20日がめどで入ってきます、これが15日とかでちょっと早いんです。自分の口座から引かれるのにお金が入ってない時に引かれるんです。だから国の事業なら入った時に引かれるような、国から20日を15日くらいに入るようにしてもらって、この事業がスムーズにいくようにして、相手方に迷惑かけないでお金のやり取りができるのならば私のところではできるんです。ところがいま大きい借地料を持っていたらそれができない。だからこれは国の事業という話ですからその辺は上げてもらってうまく他の補助金とかと連動するようなお金の流れを作ってもらえば割と入りやすいです。

機構

今言われましたことについてはぜひ国の方に要望していきたいと思っております。

ありがとうございました。

事務局 その他ございますか。

委員 これは青地だけになっていますが、白地は、白地もOKだったんですね。
わかりました。

事務局 他はよろしいですか。

では以上で中間管理事業の推進について説明を終わりたいと思います。

事務局 次第に戻りまして、報告案件「下限面積の見直し」について、議案と一緒に別綴じでお送りしていましたが、左上に「8月農業委員会総会報告案件」と記載のある町長の公印がついているものです。下限面積の検討について（依頼）とありますものをご覧ください。以前の総会でも少し触れたのですが、町長からの文書の「さて」という4行目あたりからのところからですね、21年の12月の農地法の改正によって、農地を取得する際の下限面積、いわゆる5反要件と言われる、「農地を買う場合取得する農地も合わせて5反以上の耕作がないと農地を取得できない」というものがあります。地域の実情に合わない場合は農業委員会の判断で別段の定めができるようになったということです。29年4月1日現在で新規就農者や移住・定住促進などの理由で全国の農業委員会の64%がこの下限面積を独自に設定している状況です。遠賀町においても様々な問題の観点から下限面積の検討が必要になっている状況と思われます。ということで、諸問題を解決する策の一つとして下限面積についてご検討いただき、見直しが必要な場合には別段の面積を設定するなど必要な措置を講じてくださいということで、町長からの検討依頼がっております。ページめくっていただきましてA4横のものですが、これは農林水産省のホームページにも公表されているものです、下限面積の要件における別段面積の設定状況についてということで、左の設定状況のこ

ろですが、全国の農業委員会1,737あるうちの1,113、全体の64%が検討の結果独自の面積を設定している。要は遠賀町でいう5反要件、法律ではその下に書いてあります、検討の結果法定の面積、北海道は2ha 都府県は5反としています。この5反要件を独自に見直して下げているのが64%の農業委員会であるということです。面積別の設定状況についてはご覧のとおりで、1反までのところが20%、1反から2反までのところが20%、2反から3反のところが一番多くて41%、3反から4反のところは16%ということで、独自に見直しを設定している農業委員会が64%あるということです。その裏を見ていただきまして、下限面積を見直す理由が主に二つあって新規就農者を促進することと、空き家とセットで農地が売りに出されていて、そこに住みたいんだけど、空き家はいいが農地が下限面積5反要件があることによって定住が進まないということで定住を促進するために下限面積を極端に下げているところが33市町あるということで、ここに記載のある通りです。空き家とセットである農地で定住を促進する観点から各市町にある空き家バンクに登録されている空き家を取得するもの。これは遠賀町でも空き家バンク制度がありまして、それに登録されているのが今2件か3件くらいございます。空き家バンクで取得しようとするときに農地が付随する場合に定住が進まないということで、空き家バンクに登録されている農地に限って下限面積を極めて小さい面積、ここに1と書いてあるのが100㎡のことです、表の真ん中の下の方兵庫県の佐用町や佐賀県の佐賀市については0.01aということで、空き家バンクに登録がある空き家と農地をセットで取得する場合には1㎡から取得できるようにしているということになっています。新規就農の観点から、空き家の定住促進の観点から全国的に見直しが進んでいるということです。

資料が多くてすみません、本日お手元にお配りしているA4の1枚紙に近隣市町の下限面積の緩和状況というものがございます。これが1市4町、中間市・遠賀郡の下限面積の状況になります。5反要件につきまして水巻町が4反まで下げている、それ以外は5反のままになります。新規就農者の観点から、新規就農する場合、いきなり農地を買うというよりも、借りて利用権を設定して農業を始める方が多いと思うのですが、芦屋町と遠賀町につきましては利用権設定まで5反要件をかけている、それ以外の水巻町・岡垣町・中

間市は利用権設定において下限面積の制限はかけていないという状況です。空き家対策・新規就農者対策で特段の対策というのは1市4町ともにしていないという状況です。こういう状況ですので今日の総会で結論をとらうつもりはございません、今日は現状の把握ということで説明をいたしまして、今後の農業委員会の中で新規就農の観点からこの5反要件をどのくらいまで下げる見直しを行うのかというところと、利用権設定の時に5反要件の要件をどうするのか、あるいは空き家対策で空き家バンクとセットである農地について極端に取得する要件の緩和を行うのかどうかと、こういったところを今後の農業委員会で検討して一定の結論を出したいと思っております。下限面積の見直しについては以上でございます。

ここまででご質問等ございますか。

委員 1枚目の分で空き家対策とか新規の分で0というのは無しと見ていいのでしょうか。それとも緩和が無しですか。

事務局 緩和が無しです。何も検討がされていないということです。

議長 この件についてはどういう対応で行くかと、日本全国大きな流れとしては64%が何らかの形で対応をとっていると。検討して変えざるを得ないようなことになるのではと思います。合理化等どんどん進んでいますので、そういう流れで進めていきたいと思っております。数字等についてはまた後日。この件はいいですか。

事務局 広渡倉庫の移転については現地確認しましたがよろしかったでしょうか。ではその他の案件にまいります。 のJA広渡農業用倉庫の移転については終わりましたので、 から進めてまいります。

西日本豪雨にかかる義援金についてということですが、このクリップ留め

の中をめぐっていただきますと、全国農業会議所全国農業新聞から「農業委員会組織による平成30年7月豪雨災害義援金の募集について」ということで依頼文が来ております。簡単に申しますと主旨にも書いてあります通り6月末から台風及び梅雨前線による豪雨によりまして多数の死傷者等出ております。もちろんこの福岡県につきましても一部が被災地域ではあるのですが、農業委員会として義援金を実施しませんかということで来ております。募集期間は8月1日から9月15日なので、もうすでに期間に入っているのですが、実施方法としましては一口1,000円ということで、昨年の九州北部豪雨の時は50,000円を会から贈っております。今回につきましては私たち福岡県地域については一部被災地域でもあることから皆さんにご相談をしたいと。例えば一口1,000円ずつ15人いらっしゃるの15,000円でもいいかと思えますし、二口でもいいですし、過去と同じで50,000円でもいいかと思えます。どの辺で行くかというのをご相談したいと思っています。義援金は積立の通帳から送金する形になります。二口2,000円ずつ15人で合計30,000円ですよろしいでしょうか。ではそのようにさせていただきます。

それでは 農業支援対策検討委員会の委員についてということで、クリップ留めの一番最後をご覧ください。遠賀町農業支援対策検討委員会、委員の推薦についての依頼が来ております。この検討委員会の検討内容につきましては、人・農地プランの見直し、あるいは町単独の事業であります機械の50万円を上限とする機械補助。この2点を検討していただく委員会になります。この委員の任期は2年間となっております、9月11日をもって任期満了となりますので、農業委員会から1名推薦をお願いしたいということで町長から依頼が来ております。現委員は舩添博孝さんにしていただいております。できれば再任という方向でお願いしたいと考えております。去年の第1回目の総会の委員決めをした時に決まっております。

議長 再任で。

事務局 再任でよろしいですか。ありがとうございます。

9月の総会時に給食の試食ということで、農業委員会はいろんな農地利用の最適化とかもありますが、やはり地産地消とかそういったところにも目を配っておかないといけないということで、3年任期のうちに1回は学校給食の試食をしております。来月9月の総会が終了したら給食の試食をしてはどうかということで記載をしております。学校給食の方は全然問題ないということですので議案の数によって開始時間を場合によっては少しずらして、例えば10時から開始とか、という形で終了時間を12時前後に持って行って、そのまま給食センターに行って試食という形で段取りをさせていただきたいということで、来月も農業委員・推進委員と一緒にお願いしたいということで事務局の方では考えております。以上です。

議長 学校給食は、特に北九州の農業委員会が一番力を入れているもので、市内産の農産物を学校給食にということでしております。そういった流れで過去にも給食センターが広渡にあった時に農業委員皆で給食の試食をして、生徒が食べているところも見て回ったりしました。どういったものを食べているか、小学生用ではなくて中学生用はちょっと量が違うので、中学生用の量の対応で。遠賀町内産の農産物が入っている献立だと一番いいのですが。地産地消を含めてやっていかないといけない問題ですので、よろしくをお願いします。

事務局 前回の農業委員会の時にお願いしております、農地利用状況調査ですが、8月中に調査していただいて、9月の農業委員会までに事務局まで持参していただくということで、暑い中ですがよろしくお願いいたします。

議長 非農地判断はあとは。

事務局 尾崎と鬼津と。

議長 尾崎を10月くらいに、一応地元の説明はしています。

主なところは若松、虫生津、上別府、鬼津、尾崎が放棄地の多いところですので最終的に結構減りますね。

事務局 相当減ります。

議長 それ以外の地区については、あればまた検討しますということで、この5地区については今年度中にやることになっています

議長 はい、それではその他皆さんの方からございませんでしょうか。

【ありません。】の声

議長 無いようでございますので、以上をもって、第14回遠賀町農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉 会 10時 30分